

北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）が強行した水素爆弾実験と称する核実験及びミサイル発射に断固抗議し、制裁強化の徹底を求める意見書

北朝鮮は1月6日に発表した水素爆弾実験と称する核実験に続き、2月7日には「人工衛星打ち上げ」を名目に事実上の長距離弾道ミサイルの発射を強行し、さらに、3月3日には新型多連装ロケット砲とされる砲弾6発を、10日には短距離弾道ミサイル2発を、18日には中距離弾道ミサイル2発を、21日には短距離の飛翔体5発を、日本海へ向けて発射した。これら一連の行為は国連安全保障理事会の決議に違反するとともに、核軍縮・不拡散体制を推進する国際的な努力に対する挑発行為である。このように、北朝鮮が核兵器と大量破壊兵器の搭載可能なミサイル開発を進める行為は、我が国を含む北東アジアの安全のみならず、国際社会全体の平和と安定に重大な脅威をもたらす暴挙である。

世界唯一の核被爆国である我が国は、国際社会の中で、核兵器の廃絶に向けて積極的に取り組んできた。今回の核実験及びミサイル発射は、このような我が国国民の平和への願いを踏みにじるものであり、断じて容認できるものではない。本市議会としても北朝鮮に断固抗議するとともに、核兵器及び核計画並びにミサイル開発を即刻放棄するよう強く求めるものである。

よって、国においては、北朝鮮の核・ミサイル問題の解決に向けて制裁強化を徹底するとともに、核軍縮・不拡散の取組の更なる強化を国際社会に働きかけるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月24日

鴻巣市議会

内閣総理大臣 殿  
衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
外務大臣 殿  
内閣官房長官 殿